

## 中分類20—食料品製造業

## 總 説

この中分類は各種の飲食料品及び水、有機質肥料、家畜、家禽の飼料等、これに関連する諸製品の製造に從事する事業所を云う。

小分類 細分類  
番 號 番 號

## 201 食肉及び酪農製品製造業

## 2011 普通屠殺業

主として商業上の契約に基き、主として牛、豚、馬、羊等の屠殺を請負う事業所をいう。肉以外の原皮その他の副産物が一部屠殺料として支拂われることがあるので、かかる場合は、これらの製品がその事業所の製品となることがある。

○屠殺業（食肉加工をしないもの）；屠畜請負業；屠殺場

## 2012 食肉加工業

主としてソーセージ、罐詰、ハム、ベーコン等の食肉調理品の製造加工を行い、屠殺を行わない事業所をいう。

製造、加工あるいは精肉の卸賣のために屠殺を行う事業所は本分類に含まれる。

○食肉加工業；肉罐詰製造業；ソーセージ製造業；ハム製造業；ベーコン製造業；精肉製造業（屠畜を行い、精肉を卸賣するもの）

×屠殺業（食肉加工をしないもの）

## 2013 酪農製品製造業

主としてバター、チーズ、カゼイン、ゼラチン、粉乳、煉乳、アイスクリーム及びバター、チーズの加工品、罐詰等を製造し、牛乳やクリームを直接消費者に販賣しない事業所をいう。

酪農製品を製造すると同時に、牛乳やクリームを直接消費者に販賣する事業所は大分類G—卸賣及び小賣業に分類される。

○乳製品製造業；バター製造業；チーズ製造業；アイスクリーム製造業；酪農品製造業

×人造バター（マーガリン）製造業

## 202 水産食料品製造業

## 2021 水産罐詰製造業（罐詰、壺詰を含む）

主として魚貝類、エビ、カニ、カキ、海藻その他の水産食料品の罐詰、壺詰、

## 中分類20—食料品製造業

壺詰等の製造に従事する事業所をいう。

主として貝類の殻をとり簡単な樽詰を行う事業所は大分類G—卸賣及び小資本に分類される。

○水産罐詰製造業；水産醸詰製造業；水産壺詰製造業；魚罐詰；醸詰；壺詰製造業；カニ罐詰製造業；海藻罐詰；醸詰；壺詰製造業

2022 海草、海藻加工業（罐詰、醸詰、壺詰を除く）

主として昆布、海苔製品のような海藻、海草製品の製造加工に従事する事業所をいう。海藻、海草製品の罐詰、壺詰、醸詰の製造に従事する事業所は細分類2021水産罐詰製造業に分類される。

○昆布製造業；海苔製造業；トロロコブ製造業；青海苔製造業；酢昆布製造業；燒海苔製造業

2023 寒天製造業

主として寒天の製造に従事する事業所をいう。

○天屋（寒天を製造するもの）

2029 他に分類されない水産保存食品製造業

主として他に分類されない魚又はその他の水産物の燻製、鹽蔵、乾干、冷凍その他の加工に従事する事業所をいう。主として海産物の佃煮製造に従事する事業所は本分類に含まれる。本分類に含まれる事業所の主な製品は鰹節、鮭鱈の鹽作り、燻製、干物、水産練製品、水産佃煮等である。

○水産保存食品製造業；鰹節製造業；鹽乾魚貝製造業；水産燻製品製造業；かまぼこ製造業；ちくわ製造業；水産練製品製造業；佃煮製造業（水産物のもの）；するめ製造業；いりこ製造業；乾魚製造業；鹽魚製造業；明鮑製造業；味噌乾製造業；冷凍魚製造業；佃煮製造業（水産品）

203 蔬菜果物罐詰及び保存品製造業（罐詰、壺詰を含む）

2031 茄蔬果物罐詰及び保存品製造業（罐詰、壺詰を含む）

主として果物及び野菜の罐詰、醸詰、壺詰の製造並びにジャム、ゼリー等の貯蔵品製造に従事する事業所をいう。果物や野菜を日光又は人工的に乾燥する事業所もこゝに入る。

主な製品は果物の罐詰（桃、梨、みかん等）、野菜の罐詰（豆、らづきよう、アスパラガス、筍等）、ジャム、ゼリー等の貯蔵品、乾燥果物、野菜漬物等である。

○蔬菜罐詰製造業（罐詰、壺詰を含む）；果物罐詰製造業（罐詰、壺詰を含む）；乾燥野菜製造業；乾燥果物製造業；乾燥きのこ製造業；冷凍野菜製造業；冷凍果物製造業；ジャム、マーマレード製造業；ゼリー製造業；ピーナツツバター製造業；納豆製造業；野菜漬物製造業；乾いも製造業；乾柿製造業

中分類20—食料品製造業

- 204 調味料製造業
- 2041 味噌製造業  
主として味噌の製造に從事する事業所をいう。  
○味噌製造業；醸造業（主として味噌を製造するもの）
- 2042 醬油製造業  
主として醤油、代用醤油の製造に從事する事業所をいう。  
○醤油製造業；代用醤油製造業；醸造業（主として醤油を製造するもの）
- 2043 食用アミノ酸製造業  
主として食用アミノ酸の製造に從事する事業所をいう。  
○アミノ酸製造業（食用のもの）
- 2044 グルタミン酸ソーダ製造業  
主としてグルタミン酸ソーダの製造に從事する事業所をいう。  
○グルタミン酸ソーダ製造業；調味料製造業（グルタミン酸ソーダを主體とする調味料の製造をするもの）；味の素類似品製造業
- 2045 香辛料製造業  
主としてカレー粉、辛子粉、唐辛子粉等の香辛料の製造に從事する事業所をいう。  
○カレー粉製造業；唐辛子粉製造業；七味唐辛子製造業；肉桂粉製造業；香辛料製造業
- 2046 ソース、食酢製造業  
主としてソース、食酢等の製造に從事する事業所をいう。  
○ソース製造業；食酢製造業；マヨネーズ製造業；トマトソース（トマトケチャップ）製造業
- 205 精穀及び製粉業
- 2051 精 穀 業  
主として米麥の精穀に從事する事業所をいう。主な製品は精白米、麥、挽割麥、壓碎麥等である。  
○精穀業；精米業；精麥業；壓碎麥製造業；挽割麥製造業
- 2052 製 粉 業  
主として穀粉の製造に從事する事業所をいう。主な製品は小豆粉、ソバ粉、トウモロコシ粉その他の穀粉等である。  
○製粉業；穀粉製造業；小麥粉製造業；ソバ粉製造業；トウモロコシ粉製造業；豆粉製造業；穀粉製造業；
- 2053 甘諸及び馬鈴薯粉製造業

## 中分類20—食料品製造業

主として乾燥した甘藷、馬鈴薯から粉を製造する事業所をいう。主として澱粉を製造する事業所は細分類 2094 澱粉製造業に分類される。

○甘藷粉製造業；馬鈴薯粉製造業；コシニヤク粉製造業

2054 飼料及び有機質肥料製造業

主として家畜、家禽の飼料及び動物性植物性の肥料を製造する事業所をいう。

○飼料製造業；海産肥料製造業；骨粉肥料製造業；貝殻粉製造業；堆肥製造業；魚肥製造業；塵芥肥料製造業

206 砂糖製造業

2061 砂糖製造業

主として甘蔗及び甜菜から砂糖を製造する事業所をいう。

購入した粗糖を精製するもの、購入した糖蜜を加工處理するものもこゝに含まれる。

○砂糖製造業；角砂糖製造業；グラニユラー糖製造業；糖蜜加工處理業

207 パン及び菓子製造業

2071 生パン及び生菓子製造業

主として生パン、ケーキ、ドーナツ、パイ等の西洋菓子及び生和菓子の製造に從事する事業所をいう。ビスケット、クラッカーのような乾菓子の製造に從事する事業所は細分類 2072—乾パン及び乾菓子製造業に分類される。

○生パン製造業；生洋菓子製造業；生和菓子製造業

2072 乾パン及び乾菓子製造業

主としてビスケット、クラッカー、スポンデーケーキ等の乾菓子の製造に從事する事業所をいう。

○乾パン製造業；ビスケット製造業；乾菓子製造業

2073 その他の菓子製造業

主としてチョコレート、チウインガム、砂糖菓子、飴菓子等の製造に從事する事業所をいう。

購入した原料から味付チョコレートや味付ココアを製造する事業所は、細分類 2099 他に分類されない各種食料品製造業に分類される。

○チョコレート製造業；チウインガム製造業；砂糖菓子製造業；飴菓子製造業；キャンデー製造業

208 飲料製造業

2081 清涼飲料製造業

主としてアルコールを含まないサイダー、ラムネ、炭酸水、チュース、シロップ等の清涼飲料の製造に從事する事業所をいう。

## 中分類20—食料品製造業

主として天然炭酸水の醸詰を行う事業所は大分類G—卸賣及び小賣業に分類される。

○清涼飲料製造業；サイダー製造業；ラムネ製造業；炭酸水製造業；デュース製造業；シロップ製造業（糖蜜製造業でないもの）

### 2082 ビール製造業

主としてビールの製造に從事する事業所をいう。

ビールを購入して醸詰にするものは大分類G—卸賣及び小賣業に分類される。

○ビール製造業；醸造業（ビールを製造するもの）

### 2083 麹，種麹，及び麥芽製造業

主として米麥等から麹，種麹及び麥芽を製造する事業所をいう。

○麹製造業；種麹製造業；麥芽製造業

### 2084 果實酒製造業

主としてブドウ，リンゴ等の果實より果實酒を製造する事業所をいう。

主として購入した果實酒の醸詰を行うだけで，製造混合を行わないものは大分類G—卸賣及び小賣業に分類される。

○果實酒製造業；リンゴ酒製造業；ブドウ酒製造業（貢獻類似品を除く）；イチゴ酒製造業

### 2085 蒸溜酒及び混合酒製造業

主として蒸溜により酒精飲料を製造し，酒精飲料又はある材料を混合して混合酒を製造する事業所をいう。主な製品は焼酎，ウイスキー，ジン，コクテール，ウォッカ等である。

主として工業用酒精の製造に從事する事業所は，細分類 2823—醸酵工業に，又主として購入した酒精飲料を壇詰にするものは大分類G—卸賣及び小賣業に分類される。

○ウイスキー製造業；焼酎製造業；洋酒製造業（主として混合酒を製造するもの）；コクテール製造業；混合酒製造業

### 2086 日本酒製造業

主として日本酒の製造に從事する事業所をいう。主な製品は清酒，合成酒，味醡，老酒及び酒粕である。

○日本酒製造業；酒屋（主として日本酒の製造をするもの）；合成日本酒製造業；味りん製造業；老酒製造業

### 209 その他の食料品製造業

#### 2091 フクラシ粉，イースト及びその他の酵母・合成剤製造業

主としてフクラシ粉，イースト及びその他の酵母・合成剤の製造に從事する事業

## 中分類20—食料品製造業

所をいう。

- パン種製造業；フクラン粉製造業；イースト製造業；酵母合成剤製造業  
2092 他に分類されない食用精製油製造業  
主として購入せる動植物油脂を、更に加工して食用油、サラダオイル、マーガリン等の製造を行う事業所をいう。
- 主として動植物油の採油に從事する事業所は小分類284—動植物油脂製造業に分類される。
- 食用油製造業；サラダオイル製造業；マーガリン製造業；食用油精製業  
2093 製茶業  
主として茶の製造に從事する事業所をいう。
- 製茶業；茶製造業；はま茶製造業；粉末茶製造業；紅茶製造業；コブ茶製造業  
2094 濃粉製造業  
主として甘藷、馬鈴薯、穀物から濃粉の製造に從事する事業所をいう。
- 濃粉製造業；さつまいも濃粉製造業；馬鈴薯濃粉製造業；コーンスターク製造業  
2095 ブドー糖製造業  
主としてブドー糖を製造する事業所をいう。
- グルコース製造業；ブドー糖製造業  
2096 水飴製造業  
主として水飴を製造する事業所をいう。
- 水飴製造業；麥芽糖製造業  
2097 製氷業  
主として販賣用氷の製造に從事する事業所をいう。
- 主としてドライアイスの製造を行う事業所は細分類2816—圧縮及び液化ガス製造業に、また天然氷の採取貯蔵に從事するものは大分類G—卸賣及び小賣業に分類される。
- 氷製造業（天然氷採取を除く）；人造氷製造業；冷凍倉庫業（主として氷の製造販賣を行うもの）。
- 2098 製麵業  
主としてうどん、そうめん、そば、マカロニ等の製造に從事する事業所をいう。
- 製麵業；うどん製造業；そうめん製造業；そば製造業；マカロニ製造業；手打麵類製造業
- 2099 他に分類されない各種食料品製造業

### 中分類20—食料品製造業

主として他に分類されない各種の特殊食料品の製造を行う事業所をいう。

主な製品は乾燥卵、イリ豆、健康食品、ウエフアース、アイスクリームコーン、最中の皮、豆腐、こんにゃく、油揚、麩等である。

○乾燥卵製造業；煎豆製造業；健康食品製造業；滋養食品製造業；ウエフアース製造業；豆腐製造業；こんにゃく製造業；油揚製造業；麩、焼麩製造業；ゆば製造業；豆素麵製造業；玄米乳製造業；甘酒製造業